

令和6年度消費者庁行政事業レビュー「公開プロセス」

議事録

- 1 日時：令和6年6月26日（水）13時30分～15時00分
- 2 場所：WEB会議形式（中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室）
- 3 公開プロセス対象事業名：消費者団体訴訟制度に関する環境整備
- 4 議事録：以下のとおり

○遠山参事官 定刻となりましたので、開始させていただきます。

本日は、お忙しいところ、令和6年度消費者庁行政事業レビュー「公開プロセス」に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行役を務めます、消費者庁行政事業レビュー推進チーム副統括責任者の遠山でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、皆様にお願ひがございます。

本日の公開プロセスは、ウェブ会議システムを活用してございます。

御発言のとき以外はミュートにさせていただき、また、音声聞こえない場合は、その旨を御発言いただくか、チャット機能でお伝えいただくよう、お願ひいたします。

次に、本日の配付資料についてです。

「00議事次第」に記載しております配付資料の一覧のとおりとなっておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

初めに、消費者庁行政事業レビュー推進チーム統括責任者の藤本から御挨拶申し上げます。

○藤本政策立案総括審議官 皆様、こんにちは。

消費者庁行政事業レビュー推進チーム統括責任者の藤本でございます。

今日はよろしくお願ひいたします。

画面の都合上、座ったままお話しさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、「令和6年度行政事業レビュー公開プロセス」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

消費者庁は、消費者行政の舵取り役としまして、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現するという大きな使命を担っております。

そのような中で、本日の公開プロセスをはじめとします行政事業レビューは、各事業が機能しているかをふり返り、消費者政策をさらに前進させる重要な機会であると認識しております。

本日御議論いただきます「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」につきましては、近

年、高齢化や消費のデジタル化が進む中で、立場の弱い消費者の利益を守り、健全なBtoC市場をつくる重要な事業であると考えております。

消費者団体訴訟制度の活用を通じた消費者被害の防止・回復につなげるため、これまでの取組を示しつつ、特にEBPMの観点からどういった改善の方向があり得るか、委員の皆様の専門的・客観的な視点から忌憚のない御意見をいただき、しっかりと今後の政策に反映させていきたいと考えております。

本日は短い時間となりますが、御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○遠山参事官 ありがとうございます。

次に、資料1に基づきまして、本日御出席いただいている外部有識者の皆様を御紹介させていただきます。

公益財団法人交通協力会常務理事、石堂正信委員です。

Social Policy Lab株式会社代表取締役社長、川澤良子委員です。

○川澤委員 よろしくお願ひいたします。

○遠山参事官 上智大学法学部教授、楠茂樹委員です。

○楠委員 よろしくお願ひいたします。

○遠山参事官 株式会社YeeY共同創業者／代表取締役、島田由香委員です。

○島田委員 よろしくお願ひいたします。

○遠山参事官 一般財団法人経済調査会監事、堀川義一委員です。

○堀川委員 よろしくお願ひいたします。

○遠山参事官 TMI総合法律事務所パートナー弁護士、水戸重之委員です。

○水戸委員 よろしくお願ひいたします。

○遠山参事官 以上、6名の皆様でございます。

また、石堂委員には、対象事業に関するコメントの取りまとめ役をお願いしたいと考えております。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の進め方について御説明します。

資料2関連に基づき、担当課から10分程度で事業説明を行った後、先日、委員の皆様に御確認いただいた資料3の論点を参考にしつつ、議論を行っていただきたいと思います。

質疑応答の終了後に、有識者の皆様から対象事業に対する総括のコメントをそれぞれいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、担当課から事業説明をお願いいたします。

○古川課長 消費者庁消費者制度課の古川と申します。

よろしくお願い申し上げます。

では、早速ですが、今回の対象事業につきまして、御説明さしあげたいと思います。

まず、消費者団体訴訟制度の概要につきまして、資料2-3の1ページを御覧いただけ

ればと思います。

財産上の消費者トラブルは、当事者同士で交渉したり、裁判所に訴えたりして解決するのが基本です。

しかし、それでは消費者が泣き寝入りしてしまいます。消費者は、事業者にと比べると、情報の質、量、交渉力が劣るので、交渉して訴えるのにも時間、費用、労力がかかるためでございます。

このため、内閣総理大臣が認定した黄色の適格消費者団体や、緑の特定適格消費者団体が、消費者に代わって2つのことをやります。

一つは、黄色のほうで、事業者が不当な行為への差止めを行う。

差止めとは、今後、その売り方をやめろとか、違うやり方をしなさいと求めていくということです。

もう一つは、消費者が事業者から受けた被害の回復を図る、金を返せと求めることができる。

こうした消費者団体訴訟制度がございます。今回の対象事業になります。

被害を受けた消費者ではない者が訴えることができる、それで消費者問題を解決できるという意味で、これは民事訴訟の画期的な制度になっています。消費者運動を法的に位置づけた制度とも言うことができるかと思えます。

これによりまして、適格消費者団体が消費者と事業者の間に立って、安全・安心な取引環境と健全なBtoC市場をつくるという意義を持つ制度と考えております。

一例として、この制度ではどのようなことができるのか、簡単な広報動画を作成しておりますので、まず、動画を御覧いただければと思います。

(動画放映)

○古川課長 ありがとうございます。

ほかにも『三匹の子豚』とか『桃太郎』などの動画とか、パンフレットを作成しております。ポータルサイトを用意しておりますので、そこに載せておりますので、お手隙のときにぜひ御覧いただければと思っております。

こういう簡易な広報素材を作った理由にも関連しますが、次に、本制度が抱える課題について御説明したいと思います。

資料2-2のレビューシートの2ページ目に「現状・課題」という欄がありますので、そこを御覧いただければと思います。

この制度は、適格消費者団体が担い手となっております。「課題」になりますが、特に差止請求は、事業者の不当な行為を差し止めるものでございます。金銭を回収するものでもございません。すなわち、金が動かない、経済が回らない、団体の活動資金につながらない活動となっております。地域の弁護士さんや消費生活相談員さんなどの有志のボランティアや寄附で運営が成り立っています。

今の御時世、正直、ボランティア精神だけで新たな担い手は入ってきません。相応の労

働対価が本制度の維持のためには不可欠だと考えております。これでは、せっかく法律ができて、差止請求制度がありますが、それが十分には機能しません。

加えて、団体間の連携が不十分だったり、消費者団体訴訟制度の認知度が低いこともありまして、担い手とか活動原資の増加につながっていない要因になっていると考えております。

次に、5ページ目の「効果発現経路」を御覧ください。

今御説明した課題を受けまして、ここにあるとおり、左側に4つの事業「アクティビティ」を展開して、その効果発現について、最終的には、右側の消費者被害の防止と回復という2つのアウトカムに至るロジックモデルを考えております。

まず、左上の「1：アクティビティ」が団体の認定・監督となります。

6ページ目を御覧いただければと思います。

団体を適切に認定・監督して、制度の強化を図ることで、団体数を維持・確保して、制度の充実を図り、アウトカムでは、差止請求と被害回復訴訟で結論が得られた件数を増やし、被害の防止・回復につなげるというロジックです。

アウトプットにつきましては、認定・監督という消費者庁の活動を捉えまして、その定量指標は、現在の延べ団体数としております。

アウトカムにつきましては、短期アウトカムは、団体からの認定申請件数。

中期アウトカムは、団体の体制及び制度の充実という定性指標。

その結果として、最終のアウトカムは、差止請求及び被害回復訴訟で結論が得られた件数という定量指標につながるものが期待される経路でございます。

次に、10ページ目を御覧ください。

「2：アクティビティ」団体間、他団体との連携支援です。

連携できる団体を増やすことで、消費者被害の防止・回復につなげるというロジックです。

アウトプットは2つ用意しております。

1つ目は、団体間の会合の実施につきましては、消費者庁において情報連携の場をつくり、その回数を定量指標としております。

2つ目のアウトプットは、14ページ目まで進んでいただきまして、消費者庁で地方公共団体などとの会合や、孤独・孤立に関連するシンポジウムなどを実施しまして、その参加自治体数を定量指標としております。

この2つのアウトプットが合わさって、アウトカムについては、短期指標は、協力関係にある団体数が増えることで、中期の定性指標、各団体が持つ情報の量・質の向上が図られ、これにより、先に御説明しました最終のアウトカムの増加につながるものが期待されるという経路でございます。

次に「3：アクティビティ」に移ります。

18ページ目を御覧ください。

適格団体に対する補助金の執行に係る経路です。

差止請求に係る補助金に関しては、新規要求となりますが、過去に令和4年度の補正予算で適格団体に補助をしましたので、これをベースに数値類を記載しております。

アウトプットは、団体に対する補助の実施とし、活動指標は補助団体数です。

所要の予算額がまだありませんので、目標は、前回執行した際の値としております。

差止請求の活動は、消費者被害に係る端緒情報の収集が重要な初動動作となりますので、補助によって相談会や説明会を開催した件数を短期アウトカムとしております。

目標値は同様に、前回執行した際の実績値です。

この経路については、中期アウトカムは置いておりませんが、差止め件数の増加という最終アウトカムにつながることを期待されております。

最後に「アクティビティ」の4番目です。

20ページ目を御覧ください。

周知・広報になります。

消費者団体訴訟制度を認知してもらい、社会的関心が高まることにより、情報の提供数と質が向上し、制度を活用した被害防止につながることを期待されます。

アウトプットは、先ほど言いましたが、制度のポータルサイトのコンテンツ数としております。

このポータルサイトは、国会などでも、制度について一元的に発信できるサイトが必要という指摘もございまして、本年4月から運用を開始したものでございます。

このコンテンツ数を増やすことで、短期アウトカムは、ポータルサイトへのアクセス件数を増やすことを目指します。

ポータルサイトについては、運用を開始したばかりですので、アクセス数は今のところ未知数なところはあるのですが、昨年度までの消費者庁の団体訴訟制度のサイトへのアクセス数を起点として目標を考えております。

中期のアウトカムは、消費者などから団体へ提供される情報の量・質の向上という定性指標としておりまして、これが向上すれば、最終アウトカムの増加につながることを期待されるという経路を考えております。

駆け足になりましたが、レビューシートについての説明は以上となります。

○遠山参事官 ありがとうございます。

ここで先日、委員の皆様にご確認いただいた論点について御説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

本事業に係る論点は「1. 事業目的に見合った手法の妥当性」。

「2. 成果目標等の設定の妥当性」。

「3. 事業の効率性」を想定してございます。

この点を参考にしつつ、皆様から忌憚のないコメント、御意見をいただけますと幸いです。

また、昨年度から、外部有識者点検を行政事業レビューでEBPMを実践するという観点から実施することといたしまして、公開プロセスにおきましても、アウトカムが適切に設定されているかなど、EBPMの手法を活用して、事業の質を上げていくための改善策を御議論いただきたいという趣旨の見直しが行われておりますので、本日も、こうした観点からの御議論をお願いいたします。

それでは、質疑応答に入らせていただきます。

時間は、14時25分までのおよそ40分間を想定してございます。

御発言を希望される委員の方は、画面上の挙手機能を使用してお知らせいただきますよう、お願いいたします。

川澤先生、お願いいたします。

○川澤委員 御説明どうもありがとうございました。

論点にも挙がっておりました事業の手法の妥当性や効率的な実施について伺えればと思います。

先ほど動画で国立の大学受験についての事例を御紹介いただきまして、実際、この事件については、新聞等、マスコミでも大きく報道されると思うのですが、結果的に解決策として、消費者適格団体を通じたところが、この事件の大きさと同じ程度に報道されたのだろうかと思うと、そこは少しインパクトが少なかったのではないかという気がいたしまして、実際に今後、例えば大学のこの事件、もしくはほかの事件もそうなのですが、どのように消費者の方たちが適格団体にアプローチされて、こういう解決につながったのか。

パンフレットの中でも、事例として載せていただいているのですが、どのようなアプローチがあったかどうかという事例のプロセスの分析も重要だと思うのですが、その辺りはなさっているのでしょうか。

○古川課長 御質問ありがとうございます。

御指摘のとおり、確かにそういう評価、すなわち、報道などで大学のこの事案がクローズアップされたことに比して、実際に消費者団体訴訟制度でどれぐらい被害回復がなされたということの認知にはギャップがあるのではないかという点は、委員の御指摘のとおり、担当課長として一般的に見てもそうなのかなと思っております。

アプローチにつきましては、例えば受験した全員、特に女子全員が本当に手続に参加しているとは思いますが、実際には、そんなことは確かにありませんでした。今後の大学との関係性とかを踏まえると、それでも手を挙げて、ここで返金を求めることをやらないほうがいいのではないかとためらった方も多という話も聞いております。

それはさておき、御質問の点としては、実際に消費者に対してどのようなアプローチをして、どれぐらい効果があったのかということだと思います。

実際の事案をやられたのは、我々ではなくて、1つの適格消費者団体が担いました。その人たちの話では、もちろん、彼らは、彼らなりに自分のところに来てください、手を挙げてくださいといろいろなツールで言うてはいるのですが、そこが完全だったかという点、

まだまだそういう周知・広報をする必要がある。

一定の義務、医学部が支払うよと義務が決まった後に、2段階目の手続で、対象となる消費者に集まると周知・公告をするのですが、そのやり方をもっと徹底的にできないかということは議論があります。そういう中で、法改正などもして、今、スマイル基金という小さい団体なのですが、そこが周知や広報の手伝いをする、支援をするという制度設計も加えたりして、そこを充実していきたいと思っています。が、そこは、消費者団体訴訟制度全体の周知・広報策が足りないと思っており、今やろうと思っていることも含めて対応していきたい。そこは、問題意識を持っているところです。

どれぐらい定量的に分析できるかということまで、実際には一個一個の個別の団体の活動なので難しさはあるのですが、できれば委員が御指摘のようなことも整理していきたいと思っております。

○川澤委員 ありがとうございます。

今、個別の事例についても、どういうアプローチがあって、団体としてどのように機能していたかという御説明があって、消費者庁として、そういったところまで把握されているところは安心いたしました。

一方で、PRするときにも、どういうアプローチで消費者がアプローチできたのか、また、その先を適格団体も含めて、基金のほうですか、義務が確定したことを周知するというお話がありましたが、そういったプロセスをもう少し明確にして、PRするとき、そのプロセス全体をPRすることが重要ではないかと思いました。

もう一点なのですが、今、消費者からのアプローチというところでお伺いしたのですが、もう一点、話は変わってしまうかもしれませんが、消費者庁としてPIO-NETという消費者相談のデータベースをお持ちだと思います。

今、いわゆるビッグデータの分析とかをやられています、そういったビッグデータの中から、こういった適格団体が扱えるような事案を分野であるのか、個別の事業者であるのか、その大小があるとは思いますが、そういったビッグデータを活用して、もう少し具体的な事案までの例というのですか、落とし込んで、各団体がアプローチするという消費者庁のデータを活用したアプローチも考えられるのでしょうか。

○古川課長 御質問ありがとうございます。

確かに、PIO-NETと呼ばれるシステムは、全国の消費生活センターでの苦情相談の情報を独立行政法人国民生活センターで束ねて、1年間で約90万件ほどのデータの蓄積がありますが、それをビッグデータとして、どのように適格団体が活用できるかということかと思えます。

実際には、そこには個人の機微な情報があることもあって、どの程度の情報、本当にローデータをどの程度まで見切れるのかという話と、どこまで実際にローデータとして提供してしまっているのかというハードル、あとは、実際にPIO-NETはそれだけの大量データを集めていることもあるので、本当に訴訟に堪えられるほどの、訴訟するかどうかを決め切

るほどの細かさの情報をPIO-NETに収録されているかは、またそれはそれで別で、そこまでの細かさがあるわけでもないです。

そういう中で、国民生活センターと適格消費者団体が連携するようにはなっていて、急増する指標を提供してもらおうとか、もちろん、いろいろうまく連携しながら、その情報を下さいと頼むと出してもらえとか、そういうやり取りは、頻繁に、緊密にやれるようには措置しているところでもあります。

実際に、ビッグデータをビッグデータとして活用して使っていけるのかということ、まだPIO-NETのデータ自体をビッグデータとしてどう活用していくのかということの全体論の整理などもありますので、そういう中も含めて議論になるのかなとも思っております。

○川澤委員 分かりました。

ありがとうございます。

現状としては理解いたしました。

一旦、私からは以上です。

○遠山参事官 ありがとうございます。

それでは、一斉に手が挙がりましたので、次の順で、水戸委員、石堂委員、島田委員、堀川委員、楠委員の順で質問をお願いいたします。

では、まず、水戸委員、お願いいたします。

○水戸委員 御説明ありがとうございます。

紛争解決制度の定着は、大変時間がかかるものだと思います。

労働審判などは2006年に始まって、今、定着して、盛んに利用されています。

あと、私がやっているスポーツ仲裁機構などの仲裁も、2003年から20年たって、ようやくアスリートの皆さんが声を上げるような風潮になってきたのもあると思います。

そういう意味では、政策の目的は非常に正しくて、大事なものだと思いますので、ぜひ推進していただきたいとまずエールを送らせていただきたいと思います。

ただ、その前提で申し上げますと、今日の御説明の中でも、一体、普通の裁判とどこが違うのだろうというのが簡潔に伝わってこなかった。

我々は、事前勉強会などで学んでいるのである程度分かるのですが、今日、配信があると思うので初めて聞く方もいらっしゃる中、どんな制度かというのは入ってこなかったかなと思います。御紹介いただいた広報ビデオも、ああいう事案で活用できるのは分かったのですが、普通の訴訟と何が違うのというのは少し伝わりにくかったかと思います。

それと、何とんでも、どういう事例について、どういうケースがあって、最後まで、判決まで行った事案、判決まで行かないで和解で終わった事案の分析等がデータとして大変大事になるだろうと思う中、もちろん、特に和解の場合、固有名詞とか具体的事案に触れられない場合があるのは承知しておるのですが、この制度を利用して紛争の解決が図られた結果のデータ把握、ないしは分析は必要で、一部については公表も必要かと思いました。

それとの関係でいうと、この政策でのアウトカムとしては、そういった個別事案の件数については入れられていないという理解でよろしいですね。

レビューシートの読み方が違っていたら、申し訳ないのですが、認定団体の数等ではかかっていかれるという理解で間違いないでしょうか。具体的には、最後のものは質問になります。

○古川課長 御質問ありがとうございます。

幾つか御指摘をいただいて、最後は御質問だということではありますが、この御質問に対しては、長期の最終のアウトカムの成果指標として、適格団体と差止請求の相手方との間で一定の結論が得られた件数を入れております。もう一つの長期アウトカムでも、特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟において一定の結論が得られた件数を入れております。ですので、そういう意味では、結果、例えば一定の和解とか、判決が出たとか、そういった件数をお示しすることとしております。例えば差止請求であれば、今までも年30件とか、それぐらいです。

実際には、その概要については、消費者庁のホームページに、これからですと、ポータルサイトに、このような事案がまとまりました、判決が出ましたと示しています。そういった意味では、周知が足りず、細々と出していたものがございます。

こういったことで、どういう事案がやれていたのかを、積極的にお示しして広報していくことも必要なのではないかと考えております。

御指摘ありがとうございます。

○水戸委員 質問への御回答を明快にありがとうございます。

私が指摘させていただいた内容についてのデータ分析や一部公表について、やり方についてもコメントいただいて、ありがとうございます。

意見になりますが、私も、スポーツ仲裁を2003年から20年以上やっているのですが、記者の人たちからは、いつもアスリートが申し立てて、負けているのではないかみたいな厳しい御指摘も受けてきました。それは事案にもよるので、負けているから制度が変だということではないのですが、そういう批判も踏まえて、アスリートの皆さんにも御理解を得られるようにやってきて、徐々に申立件数が増えてきたことがあるのですね。

そういう意味では、あまりよろしくないデータ、あるいは世間から見たら、この制度はどんなのだと言われそうな結果であっても、ちゃんと公表して、どうしたらよりよい制度になるか、あるいはどうしたらもっと利用されるか、声を上げやすいようにしていただけたらいいかと思いました。

私からは以上です。

○古川課長 ありがとうございます。

○遠山参事官 ありがとうございます。

では、石堂委員、お願いいたします。

○石堂委員 この制度は、いろいろと資料とか御説明を聞いていく中で、結構大変だとい

いますか、ボランティアに頼っている部分があるとか、財源的にも多少足りないものがあるとか、いろいろなお話があったかと思うのですが、団体を認定する際に、ガイドラインがネットにあったので、見ていきますと、マンパワーをどう確保するかについても、専門性とかに配慮して、そういう人間を配置することは書いてある。

ただ、数についても若干触れたところがありますが、最終的には、総合的判断だとなっていて、要するに、個別にどんな人間が、例えばフルタイムで、常勤の形でやるということころまでは踏み込んでいない感じを受けます。

それから、財源の確保の部分についても、こういう収入も考えられるという例示があって、それも最終的には総合的に判断すると。

それならば、マンパワーについても、財源についても大丈夫だろうと思えば認定すると見えるのですが、これはどのぐらい、どんなものが来るか、分からない中で認定するのでしょうか、完全にとはいきませんが、制度的に、認定の際のマンパワーなり、財源的なものについての認定に弱点があるのではないかという気がするのですが、それについてはどうお考えになっているかが1点です。

もう一つ、各団体は自律性が非常に強調されますので、あまり国ががっちり管理しているような感じではないのかなとは思いますが、団体の活動の状況、実態、今抱えている問題点とかはよく知っておく必要があると思うのですが、そういう情報交換といいますか、情報を国が吸収するという面では、制度的にどんなものがあり、それがどのように運用されているか、端的に御指摘いただければありがたいのですが。

○古川課長 御質問ありがとうございます。

認定に際しましては、御指摘のとおり、ガイドラインに基づき、業務規程や収支報告や収支の見込みなどを提出していただいて、それを踏まえて総合的に勘案して判断しているとなっております。

実態的には、消費者問題で専門的な知見を持っている方は、各地にいる弁護士さんや消費生活相談員さん、司法書士さんとか、これまで消費者トラブルなどに対応してくださっていた方々になります。

これらの方々は、それを専業でやっているというよりは、例えば日中はセンターで相談員をやられていて、その後、団体に参集して、検討委員会を開いて何を案件にするか等を検討する。

休みの日に集まるとかをやっている団体もあります。もちろん、もっと日中からもうちょっと体制を強化してやっているような団体もあります。

それは正直、各団体においてまちまちなところがあるので、そのような状況を踏まえて、総合的に勘案という書きぶりになっているのが実態でございます。ですので、そういった意味では、あまり人的な投資・損失なくやれてしまっている。

これを前提として、そういう仕事をしたいのですという認定申請をしたときに、ノーですということではなく、それをイエスと言って認定の判断をしているところが実態と御認

識いただければと思っています。

2つ目の御質問は、消費者契約法31条5項に基づきまして、実際に我々のところに事業報告書などを提出してもらうことがございます。

もう一つは、消費者契約法23条4項に基づきまして、各団体は差止請求権を行使したときには、遅滞なく、他の団体に通知するとともに、消費者庁にも報告するという法律になっております。

ですので、どういうことをやっているのかは、各団体間で、ネットワークでいろいろと情報共有を図っていくことをやっているところでございます。

以上です。

○遠山参事官 ありがとうございます。

それでは、島田委員、お願いいたします。

○島田委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。

私からは2点ございます。

この事業は、見る限りでは2009年からやっていますが、この15年で何がよくなったと感じていらっしゃるのか、簡潔に御説明いただけたらありがたいです。

いろいろなことをやってこられて、認定する団体も存在し、団体数が増えるから良いわけでもないと思うが、しっかりとこの15年やってきているからこそ問合せの数は増えてきた、みんなが言いやすくなった、差止めの数も増えたけれどもこの割合がこう減ったとか、消費者の皆さんのためになっていると言えることはどんなことがあるのかを教えてください。

2つ目は、レビューシートの中の短期アウトカムについてです。長期アウトカムもですが、特に短期アウトカムは、ど素人の私が見ていてもそれぞれのターゲットにしている数字が、本当にいいと思って設定されている数字なのかどうか疑問があります。

この15年のレビューをした結果で、その数値を決めているのだとしたら、例えばですが、ほかの団体との連携が必要だ、なるほど、では、連携したら、どういういいことがあったのかはもうちょっと知りたいですし、情報連携のターゲット数が16というのは、16だと何がいいのだろうか。

その辺りのことが消費者にもっと分かると、認知度みたいなものも増えるのかなと思いついて、どういう観点からこのアウトカムのターゲットが出ているのか、この2つを教えてください。

よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○古川課長 御質問ありがとうございます。

ある意味で根本的な御質問で、実は一番答えが難しい面もあるのだと思いながら、その質問に答えていきたいと考えております。

実際にこの制度ができてから、約1,000件程度の差止請求がなされております。

その中には、もちろん、疎密まちまちということではあるのですが、実際には訴訟に至らず、約9割ぐらいは、事業者申し入れて改善していく。ないしは、ヒット・アンド・アウェイみたいに逃げてしまう事業者もいるので、逃げられてしまうものもあります。悪質な事業者は、すぐに法人を解散したりして逃げってしまうので、捕まえられないみたいなものもあるのです。

ただ、訴訟に至らずに、実態上はこういう法律があるのだということで、それなりに理解してくれている事業者であれば、適格団体の人たちが言うのだったら、約款を変えますかとかして動いていくことがあるのかなと。

顧問弁護士さんみたいな人がいたりして、そういう法律論が見えていけば、適格団体の人たちに言われれば、それはちゃんと議論して、うまいこと妥結するほうがいいのだなという感じにはなっているのではないかと思います。

ただ、それはいかんせん玄人の世界というか、そういう法律論の世界の中なのかなという面もあるのかなと。

この周知度をもっと高ければ、団体からの申入れに対するファーストインプレッションも良くなって、もっと妥結していく確率が上がる。紛争にならずにさっと解決していく。そういった意味で健全な市場をつくっていく効果によりつながっていくのかなと思っております。

もう一つの御質問の、短期アウトカムの数字については、実際上は、今まで過去の実績値を横置き、ないしは少しプラスして理想値みたいなものを置いているので、何で16なのだという質問については、そういう過去の実績プラスアルファぐらいを置いているのでということで、その具体的な意味合い、世の中の的の意味合いはと言われると、難しいところはあります。それが正直なところです。

実際上、他の団体との連携とかも、担当課長が言うのは語弊があるのかもしれませんが、いろいろとこういうNPO団体はタコつぼに陥っているというか、個別の分野分野でやって、実際に他の異文化交流みたいなものはそんなに多くないのです。例えば消費者問題をやっている団体と貧困問題をやっている団体がつながっているのかというと、言うほどつながっていないのです。ですが、その人たちと一緒に話をすると、貧困層の中にも消費者トラブルはあるねみたいな話が、実際に面と向かわせると、あるからここは連携が必要だねなどという話になるのです。

本業がそれぞれあるので、片手間ではあるのだけれども、つながってよとお願いしながらつないでもらうと、そこに新たな発見があって、例えばソーシャルビジネスみたいな人をつなげてみるとか、そういう中で、団体訴訟制度の活性化を図っていききたい。

なので、本業でないところではあるけれども、それを本業の種にしていきたいということなので、今、数値的には小さな感じに見えるかもしれませんが、そういう中で、これを芽として育てていききたいということで設定している感じしております。

○島田委員 どうもありがとうございます。

正直な感想もうれしいですし、横連携は素晴らしいことだと思います。同時に、ターゲットとする数値については、前年がそうだったからこの数字、ちょっと足してとかではない視点を持っていくことも必要。連携したからこういった質が上がったとか、こんなことに効果があったという要素を入れて、回数なのか、質の向上なのか、あるいは満足度なのかといった視点を持って、短期アウトカムを見ていくことも必要かなと感じました。これは意見です。

御回答ありがとうございます。

○古川課長 ありがとうございます。

○遠山参事官 それでは、堀川委員、お願いいたします。

○堀川委員 ありがとうございます。

消費者庁が、今回、団体の活動が十分でないという認識をしっかりと把握されていることを評価いたします。

ただ、先ほど説明もあったように、長期にわたる団体が存続すると、後継者問題、高齢化ということで、結局、支援策を消費者庁がそろえても、使う側がそれに呼応してくれないという状況がきっとあるのだと思うのです。

先ほど石堂先生からもありましたが、こういうメニューがあって、こう使いましょうという手法はあるのだけれども、使う側が、それはどうなのと。

団体数はそんなに多くないので、そうすると、団体ごとの使っている状況を見れば、逆に言うと、これではまずいよねというのが、様々見えてくるのではないかな。

私の過去の経験で言うと、20か30くらいの団体を相手に分析をするのであれば、グルーピング化。それぞれ高齢が問題とか、後継が問題とか、様々な問題を一定条件でグルーピング化できるケースがあるのです。

そうすると、そのブロックごとに使えるような状況を持ってきましょうという今後の政策判断に資する感覚がきっと出てくると思うので、これについては、ぜひ参考にしていただければというのが1点です。

時間がないので、全部言いますが、一方、今回支援策の100%補助。なかなか今の国の補助金で100%は珍しいのです、委託でない限りですね。

それだけに、これだけ手厚い補助を出していて、問題は、今後、これが逆に使われるようになったときに、団体が、経理体制が脆弱なまま使うといろいろな問題が出てくるのです、私も経験しております。

特にボランティア主体の組織みたいなものの場合、会計などのバックオフィスが非常に脆弱なことがあって、故意ではないのだけれども、結果として不正経理になってしまうケースが現にあるのですが。いろいろとあるのですが、そういうことにならないためにも、バックオフィスの整備をしっかりと今後していただきたい。

この2点は、どちらにしても、使う側の立場に立った政策を行っていただきたいという

意見です。

以上です。

○古川課長 御指摘ありがとうございます。

確かに、26団体ありますので、その中でもグルーピング化して、分析を精緻化していくことは、参考にさせていただきたいと思っております。

また、支援スキームは、まだつくっているわけではない。

過去のものが100%補助だった実態があるということだけですので、今後どのように設計していくかは、これからの話ではありますので、何も申し上げられないのですが、おっしゃるとおり、一般論として、バックオフィスがちゃんとしていないと、補助漬けになって、よく分からないけれども、補助金が大量に入って、なぜか知らないけれども、その事務所でペンを買いまくったみたいなの、よく分からない話になる。

適格消費者団体はそういうことがないと期待はするのですが、バックオフィスがちゃんと整備されるのはとても重要な御指摘だと思いますので、その点も配慮していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○堀川委員 ありがとうございました。

○遠山参事官 それでは、楠委員、お願いいたします。

○楠委員 どうもありがとうございました。

コメントに近いものになってしまうと思うのですが、短期アウトカムから長期アウトカムまでの流れについてです。

活動実績を見ると、例えば資料を見ると、家賃債務保証事業とか消火器の事業者の話、最後に大学の話が出てきますが、これは結局、被害としては認識されやすいのだけれども、なかなか民事救済の話にならないケースなのか、そもそも被害としてなかなか発見しにくいものなのかということでも事情が違うと思うのです。

最後のケースなどは、メディアの影響が大きくて、そこでどれぐらい問題が報じられているのか、あるいは消費者庁自体の活動につながってくる部分もありますので、その辺の因果には、いろいろなものが関わってくるのかなと思っています。

そう考えると、実際にアウトプットとか短期のアウトカムのあたりで具体的な数値が出てきてから、中期のアウトカムは指標化できませんというものが多くなっている事情が説明できるのではないかと、短期から長期に行くときの因果の流れをもう少しクリアにできれば、より政策的な効果が分かるのかなと思っています。

ですので、EBPMという観点が必要ということですので、エビデンスできちんと出していくということでしょうから、その辺のシナリオ作りが詰めて考えられる必要があると考えています。

コメントになってしまいますが、何かあれば、お願いいたします。

○古川課長 御指摘ありがとうございます。

確かに、中期は定性指標を置いてというのは、EBPMの中で若干忸怩（じくじ）たる思いを持っているところもございます。

そこは、お知恵をいただきながらも含めて、我々も引き続き知恵を絞っていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○遠山参事官 委員の皆様から一巡、御質問いただきました。

御協力いただきまして、まだ少し時間があるようでございますので、質問が特段ございましたら、お願いいたします。

石堂委員、お願いいたします。

○石堂委員 事前説明などの中でも、予算の話も出まして、執行率が低いのではないかというお話について、一通りの説明もあったのですが、これは補助金ではないので、繰越しがまた障害になっているのかもしれないけれども、予算を繰り越して、翌年度に回して使おうという発想、あるいは制度的にそれは無理なのですか。お金を使う方法としては、いろいろとあるかと思うのですが。

○古川課長 御指摘ありがとうございます。

そこは、国全体の財政制度で、いわゆる単年度主義となっている中で、明許繰越しみたいに、ちゃんとした繰越しの仕方をしないと難しいです。また、去年、いろいろと騒がれました基金という形をとる方法も実際にはありますが、その基金も乱造し過ぎているのではないかということで、去年の年末に、予算編成過程の中でいろいろと御議論があった。

このように方法はあるにはあると思うのですが、そのためには、財政制度的には、毎年度国会の議決を得るという大前提の大例外をつくるという話になりますので、ハードルが高い話にはなろうかと思っております。

○遠山参事官 ありがとうございます。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤委員 ありがとうございます。

もう一点だけ。

先ほど各団体への補助金のお話があったかと思えます。

これまでは、資料2-3の10ページにも書いていただいている、単発で、令和4年度の二次補正で強化促進等補助金が出ているかと思えます。

最後に、補助金の効果検証をヒアリングなどを通じて行うとございまして、今後、仮にその団体の体制強化とか、活動の活性化に向けて、新しい補助金と考えた場合、効果検証の枠組み。

先ほども委員の中から、どのような効果検証というグルーピングの分析というお話もありましたが、過去の補助金でどういう効果検証が実施された、もしくは実施される御予定で、それについてどういう課題があるかとか、そういったところの御意見がもしあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○古川課長 御質問ありがとうございます。

この一番難しいところは、何らかの仮定計算を置かなければいけないのだろうと思います。差止請求をすると、実際には経済が回るというよりは、どちらかという経済が止まってしまう。そういう仕事をしないでくださいという求めをすることによる効果を示す。

その一方で、健全な市場の創設にはつながる。悪質事業者が退出することによって、健全な事業者が創出するという効果になるのだと思います。そこら辺をどのように効果測定していくのかということだと思っています。

一方で、具体の作業としては、実際にどういう説明会をしたのか等のアウトプットや、実際の差止請求の申入れなどでどのように改善していたのかという件数とか内容を踏まえて、それがどれぐらいの経済効果を出していったのかということを考えていく、試算をしていくということかと思っておりますので、今、そこはそういう観点で調べているところでございます。

○川澤委員 分かりました。

ありがとうございます。

いわゆる定性的な、どういう経過をしたかとか、差止請求の改善件数とかの内容に加えて、最終的な経済効果までされるところで了解いたしました。

仮に、新しい補助金について検討する場合に、効果検証が重要だと思いますので、ぜひ令和5年度執行の事業についての効果検証の改善というところも共有して進めていただきたいと思いました。

以上です。

ありがとうございます。

○古川課長 ありがとうございます。

○遠山参事官 あと5分ほどございますが、特段の御質問等はございますでしょうか。

担当課からございます。

○古川課長 すみません。

実は、いろいろと御指摘をいただいている中で、水戸委員から御指摘いただいたことの中で1点、コメントですみたくない感じでしたので、お答えできていなかった点があったので、若干時間があるので、そこだけお答えしたいと思います。

○水戸委員 お願いします。

○古川課長 この制度は、普通の裁判と何が違うのというのがよく分からなかったという御指摘は、そもそも説明が下手で申し訳ありません。

だから、根本的な御質問なので、そこはぜひ御回答させていただきたいということで時間をいただきました。

結局、普通の裁判ですと、被害を受けた本人が訴えるのが大原則なのです。被害を受けていない人が裁判所に行っても、いわゆる門前払いを食らうのが当然です。

ただ、消費者団体は、実際に消費者被害を受けた本人ではありません。そういう本人で

はない人が裁判所に行って訴状を提出したら、受けてくれるということ自体が、民事訴訟の大例外になっております。

それは、消費者自身が訴えに行くことに対して、コストを支払うことをためらっていたり、消費者被害は薄く、広いので、被害を認識しにくかったりします。そういう消費者の特性を踏まえると、消費者のことをよく見て分かってくれている適格消費者団体が消費者に成り代わって申入れをしたり、裁判所に訴えることができる。

さらに、裁判所に訴えるという権限があるからこそ、事前の申入れ活動に法的背景をもって申し入れることができるからこそ、事業者とうまい調整・連携ができる。

それで解決するからこそ、健全なBtoC市場ができる。

その点が、この制度の一番の特質となろうかと考えております。

それが消費者契約法などに規定されておりますので、この制度をどのように維持、そして伸ばしていくのが我々の課題と認識しております。

説明がうまくなくて、申し訳ございませんでした。

○水戸委員 いいえ。すばらしいですね。

その御説明を皆さんにさせていただきたかったところでしたので、ありがとうございます。

○遠山参事官 そろそろちょうど時間になりますが、御質問等の追加はよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、質疑、議論はここまでとさせていただきますと思います。

次に、本日のこれまでの議論等を踏まえまして、有識者の皆様からお1人ずつ3分程度で、対象事業に対する総括のコメントをいただきたいと思います。

私から指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、川澤委員、お願いできますでしょうか。

○川澤委員 ありがとうございます。

いろいろと議論させていただきまして、この事業の内容について、また、課題についてよく理解することができました。

私からは、大きく2点申し上げます。

1点目が、論点にもありましたように、事業の手法の妥当性や効率的な実施についてです。

質問もさせていただいたのですが、この制度の結果として、和解された、もしくは解決がなされた事例について、報道やマスコミで取り上げられていると。

一方で、この制度についての認知が、事件の大きさに比べて低いのではないかと思います。

ですので、それぞれの事例に特に重要だと判断される事例について、消費者から適格団体への接触から、最終的に和解に至るプロセスとか、そういったプロセスをより具体化して周知し、そのプロセスの中で何かボトルネックになっているようなものがあれば、それ

を改善していく。そういったアプローチが重要ではないかと思えます。

2点目ですが、お話があった適格団体の活動の活性化は大変重要だと思っています。

制度を安定的に実施するという意味では、ボランティア精神だけに頼るのは、制度の不安定性ということになるのではないかと。

ですので、各団体で当然、担ってくださっている方々の思いもあると思えますので、自律性を重視しつつ、体制・連携強化のための活動に対する補助金も重要ではないかと思えます。

ただ、一方で、お話がございました補助金の定性的・定量的な分析、また、分析の結果の公表という意味の透明性が大変重要だと思っていて、補助金の支出とその分析や、分析結果の公表が併せて求められていくのではないかと思えます。

以上、2点です。

ありがとうございました。

○遠山参事官 ありがとうございました。

では、楠委員、お願いいたします。

○楠委員 どうもありがとうございました。

総括的ということですので、制度的な話からしますと、一般論としては、民事救済は、確かに自力でやるのですが、インセンティブを考えたときに、消費者はなかなか個人でできないというか、それだけのインセンティブを持たない。

アメリカのように、懲罰的賠償制度などがあれば、また話は別なのでしょうが、そうでない以上は、こういった団体が出てきて支援するというか、そういった手続を行うことについては合理的な制度として理解されることになる。なかなか財政的な基盤もない中で、国の支援というか、国が何らかの形でお金を払うことについてもまた合理的だと考えています。

細かい事業の中身については、いろいろと改善点があるかもしれませんが、行政事業レビューとしては、最終的な効果、長期的なアウトカムに対して、実際に行っている事業がどれだけ意味を持っているのか、影響しているのか、その数値に因果関係があるのかということについては、もう少し詰めて考える必要があります。メディアの影響や国民生活センターの関わり、消費者庁自体がどのように関わるかでも、こういった数値は変わってくると思うのです。

ですので、EBPMということですので、その辺をもう少し精緻化して、詳細に議論ができるようなエビデンスを出していくことがこれからの改善点だと思っています。

短いですが、以上です。

○遠山参事官 ありがとうございました。

では、島田委員、お願いいたします。

○島田委員 今日はありがとうございました。

私からは、3点になります。

この事業をやりながら、消費者が賢くなっていくとか、強くなっていくことと、事業者さんがよりよく、公正になっていく両方のことが起きない限り、永遠にこれが続いていくことになると思うので、この事業の存在はすごく大切だと今回も改めて思いましたから、そこに一步でも、二歩でも近づいていくようなお金の使い方、事業の仕方ができるのがいいのではないかと。

2点目になりますが、消費者におけるこの事業がもっと認知されていく必要があると感じました。

今、16.3%の認知度というのはとても低いと思います。本日見せてもらった動画やポータルサイトに力を入れていても今の状態ということの認識が大切だと思います。今の予算は、今年も60%程度の執行率で。一番お金を使っているのはポータルサイトと聞いていたのですが、そこがバズってしまうぐらい、もっと効果的にやったらいいのではないかと感じました。

3点目は、今、ちらっと申し上げましたが、執行率が60%程度というのが何年か続いているように見えているので、総合的な見直しも含めながら、お金を減らせと言いたいというよりは、本当に効果的なお金の使い方をすべきであるということです。

それには、今日、皆さんもおっしゃっていましたが、本当にその目標、数値がよいものなのかどうか、適しているのかどうか、その妥当性は、15年の結果やデータをしっかりと見て判断し実行していくことが必要だと感じました。

どうもありがとうございます。

以上です。

○遠山参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、堀川委員、お願いいたします。

○堀川委員 ありがとうございます。

御説明を聞いて、消費者を消費者自らが守っていこうという制度は、非常に優れた制度だなと感じました。

ただ、先ほど言いましたが、組織論的に言うと、後継者不足とか高齢化。これは、消費者団体に限らない話だと思うのですが、様々なNPOでもそうかもしれません。

ただ、この場合、26しかない団体で運用するという非常に限定した世界なので、そこをどう活用するかというのは、この制度の命運が決まってくるわけです。

この制度は、優れているだけに、存続していかないといけない。

そうすると、先ほど言いましたが、どんなに国が支援策をそろえたとしても、使う側がそういう体制になっていない状況になると、支援策が空回りしてしまう。だからこそ、今後、消費者団体の視点から見た支援の有り様、はたまたEBPMで言えば、そちらから見た指標の設定を検討していただければと。

これによって、これを守っていかないといけないので、消費者庁自身も展望するようにですね、社会インフラの一つに育っていくことを強く望むものであります。

私の意見は以上です。

○遠山参事官 ありがとうございます。

それでは、水戸委員、お願いいたします。

○水戸委員 私からも手短に3点。

消費者団体訴訟制度が大変意義のあることだというのは、皆さん、私も含めて認めるどころかと思います。

ただ、制度の理解、認知度はまだ低いかなと。

設立当初は、日本版クラスアクションの導入かなどと、アメリカの制度に倣ったものになるのではないかとか、いろいろと報道でもあったのです。

それは、結果論としては違う制度であると思うのですが、そういった期待も込めてスタートした制度だと思う中、今のところ、発信力は小さいかなと。

私も、今日、委員のコメントを聞いて思ったのは、大学医学部の話は、認知度を上げる絶好のチャンスだったのに、逃されてしまったかなと思ったりしています。

少し紹介したスポーツ仲裁などでも、アスリートが申し立てるということで、必ず新聞記事、特にスポーツ紙では取り上げられますし、仲裁判断が出たときも、記者会見をやって、勝っても、負けても紹介することが定着しているので、そういう広報の在り方も考えられてもいいのかなと思いました。

しつこく言いましたが、データが全てだと思いますので、何件起きて、結論まで行ったのか、和解で終わったのか、判決まで行ったとしたら、勝ったか、負けたかというのは、多少、制度にとって不利だと思われるデータであったとしても、淡々と御紹介していく必要があるかと思いました。

水戸からは以上です。

ありがとうございます。

○遠山参事官 ありがとうございます。

それでは、最後に、取りまとめ役である石堂委員、お願いいたします。

○石堂委員 それでは、私から、今日の議論も踏まえたつもりで、このような取りまとめでいかがかという案を紹介させていただきたいと思います。

本事業は、実際の消費行動の中にあっては、事業者と各消費者の立場が対等なものになりにくいことに着目し、消費者保護の一環として、一定要件を満たした消費者団体が、個々の消費者に代わって事業者に対応できる団体訴訟権を設定するものであり、消費者保護を目指す諸事業の中にあっても、高い重要性を有している。

その重要性からして、本事業が、今後とも安定的に継続していく必要があるという一致した認識の下、そのために特に留意すべき事項として、一つ、事業遂行態勢の維持方策。

2つ目に、国による財源補填の必要性。

3番目に、本制度の国民への周知・広報活動という3点について、提言を試みてみたいと思います。

最初の事業遂行態勢の維持方策であります。本事業の中心となる適格消費者団体及び特定適格消費者団体、この2つを「団体」という表現にさせていただきますが、その実務に必要とされる専門的知識と経験を有する者で構成されることを前提としている。

ただ、その構成員の実務への関与の形態は一様ではなく、また、団体内に一定の能力が継続的に担保される仕組みには必ずしもなっていないきらいがある。

例えば主要な役割を果たしてきた構成員の交代などで、一時的にせよ、機能が弱体化するといったリスクが常に存在しているように考えられます。

自律を旨とする団体にあっては、第一義的には、組織としての能力の向上・蓄積が求められますが、加えて、他の団体との連携、他の各種組織との連携、地方公共団体との連携など、外部能力の活用も有効な手段となるものと考えられる。

また、令和4年の法改正を受けて、国が認定した消費者団体訴訟支援法人スマイル基金が、各団体の一部業務を受託する道が開かれるなど、新たな対策も講じられている。

各団体の現状を踏まえると、今後とも、事業遂行態勢の安定的な確保を図るための様々な手段が整備されると同時に、その積極的な活用が全団体にわたって図られることが不可欠であると思います。

2番目に、国による財源補填の必要性ですが、本事業を担う各団体は、その運営財源に関しても自律を旨としており、国の認定を受ける際にも、経理的な基礎という要素が掲げられている。

しかし、それは認定後の財源的な安定性を保証するものにはなっておらず、実際に取り扱う案件に要する費用が予測できるものとは限らないなど、人的資源以上に不確実性が高い。

個々の団体の財源をめぐる状況は、画一的なものではなく、構成員のボランティア活動による費用処理の回避、篤志家からの寄附、さらには地方公共団体からの受託業務といったものを含んでいると言われるが、今後とも、財源不足を原因とする事業の停滞を避ける手だてを考えておく必要がある。

令和5年度には、靈感商法を含めた悪質商法対策に係る別事業として、消費生活相談機能強化促進等補助金が14の団体に交付されたが、今後についても、レビューシートにも示されているとおり、本事業の円滑な推進に資する国の補助金の設定を考慮すべきものと思う。

ただ、国の補助金に関しては、各団体の活動状況及び財源事情の把握を前提に、個々の事業進捗に欠かせない不足分に的確に投入される必要があり、前記の補助金の効果検証等を参考に、交付要件を慎重に設計していく必要がある。

3番目に、本制度の国民への周知・広報活動であります。数多い国の施策について、国民への周知方法は様々な形で行われておりますが、本事業については、本年度からポータルサイトを通じた活動が加わったものの、現状、消費者団体訴訟制度の認知度は著しく低いのではないかと考えられる。

本事業に関しては、周知・広報に伴う認知度の向上が、消費者サイドからの問題提起、すなわち団体訴訟の積極的な活用結びつく可能性がある。

これは、ひいては現在の団体の数、案件処理能力の見直しにも影響し得るものであり、より一層積極的に認知度向上の施策が展開されていく必要があると考える。

その際、制度そのものに関する情報伝達のみならず、実際に起きた事例の紹介の中でも、この制度がどのように活用されたか、あるいは活用され得たかという視点からの紹介が有効に作用するものと思う。

以上、3点申し上げましたが、消費者団体訴訟制度の維持・発展には、自律を本旨とする各団体の自助努力と、国による適切な支援がともに欠かせないものと思われ、また、その前提として、国が各団体の活動状況、課題、ニーズ、さらには活動環境の変化に関する情報を精緻に把握・評価していくことが求められる。

また、事業管理する上でのアウトプット、アウトカムの設定等についても、EBPMの考え方のより一層の定着が必要な部分が残っているように見受けられる。

それらを基礎に、この制度が国民の関心、そして利益擁護の要請に広く応え、より大きな成果を上げることによって、消費者庁自身も展望するように、社会インフラの一つとして育てていくことを強く望むものである。

以上のような取りまとめにしたいと思いますが、追加の御意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いかがでしょうか。

○水戸委員 はい。結構かと思ひます。

(「異議なし」と声あり)

○石堂委員 ありがとうございます。

あと、本日以降、事務局と文言の細かな整理などをしていただひたいと思ひておりますので、各有識者からさらにお気づきの点がある場合には、それを伝えていただきまして、それも踏まえて、最終的に取りまとめコメントを確定させていただきたいと思ひております。

ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○遠山参事官 ありがとうございます。

ただいま石堂委員からコメントがございましたが、各委員の皆様におかれましては、お気づきの点等がある場合には、7月2日火曜日、17時までに、事務局宛てにメールで御連絡をいただきますよう、お願ひいたします。

その後、7月9日火曜日を目途に、確定した取りまとめコメントを当庁ホームページで公表したいと思ひます。

以上をもちまして、令和6年度消費者庁行政事業レビュー「公開プロセス」を終了させていただきます。

各委員からいただきました御意見を踏まえて検討を行ひまして、今後の予算要求や執行

等において、しっかりと対応してまいりたいと考えております。
本日は、誠にありがとうございました。